

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>〔2・3 略</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局を除く。）（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）</p> <p>〔1〕(3) 略</p> <p>〔4〕<del>五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。）</del></p> <p>〔5〕 略</p> <p>〔6〕 略</p> <p>〔五〕十一 略</p> <p>第六条の二の四 法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。</p> <p>〔一 略</p> <p>一 小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(6)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）</p> <p>〔三・四 略</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>〔2・3 同上</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔1〕(3) 同上</p> <p>〔新設</p> <p>〔4〕 〔同上〕</p> <p>〔5〕 〔同上〕</p> <p>〔五〕十一 同上</p> <p>第六条の二の四 〔同上〕</p> <p>〔一 同上</p> <p>一 小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）</p> <p>〔三・四 同上</p>
<p>備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(人体にばく露される電波の許容値)  
 第十四条の二 人体(側頭部及び両手を除く。)にはく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

(人体にばく露される電波の許容値)  
 第十四条の二 「同上」

一 「略」

一 「同上」

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
〔①・② 略〕			
〔③ 第四十九条の十四第十四号及び第十五号に規定する無線標定業務の無線局並びに第四十九条の二十に規定する小電力データ通信システムの無線局(同条第六号に掲げるものに限る。)	〔略〕	〔略〕	〔略〕

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
〔①・② 同上〕			
〔③ 第四十九条の十四第十四号及び第十五号に規定する無線標定業務の無線局並びに第四十九条の二十に規定する小電力データ通信システムの無線局(同条第六号に掲げるものに限る。)	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔二・三 略〕

〔二・三 同上〕

〔2と4 略〕

〔2と4 同上〕

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)  
 第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)  
 第四十九条の二十 「同上」

〔一・二 略〕

〔一・二 同上〕

三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

三 「同上」

〔イとへ 略〕

〔イとへ 同上〕

ト 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

ト 「同上」

送信装置	占有周波数帯幅	空中線電力(注)
ア 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用するもの	二〇 MHz 以下 MHz を超え五、三五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、一八 MHz 以下)	一〇ミリワット以下。ただし、五、一五〇 MHz を超え五、二五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、かつ自動車内で使用するものにあつては二ミリワット以下
イ [略]	[略]	[略]
ウ 直交周波数分割多重方式を使用するもの	二〇 MHz 以下	一〇ミリワット以下。ただし、五、一五〇 MHz を超え五、二五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、かつ自動車内で使用するものにあつては二ミリワット以下
	二〇 MHz を超え四〇 MHz 以下	五ミリワット以下。ただし、五、一五〇 MHz を超え五、二五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、かつ自動車内で使用するものにあつては一ミリワット以下
	四〇 MHz を超え八〇 MHz 以下(ハ③に規定する場合に限る。)	二・五ミリワット以下。ただし、五、一五〇 MHz を超え五、二五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、かつ自動車内で使用するものにあつては〇・五ミリワット以下
	[略]	[略]

注 [略]

チ 一 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力は、次の表に掲げる値以下であること。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しないもの(五、一五〇 MHz を超え五、二五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。)にあつては、同表に掲げる値に二分の一を乗じて得た値以下であること。

周波数帯	占有周波数帯幅	一 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力
ア 五、一五〇 MHz を超え五、三五〇 MHz 以下	二〇 MHz 以下	一〇ミリワット。ただし、五、一五〇 MHz を超え五、二五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、かつ自動車内で使用するものにあつては二ミリワット

送信装置	占有周波数帯幅	空中線電力(注)
ア [同上]	[同上]	一〇ミリワット以下
イ [同上]	[同上]	[同上]
ウ 直交周波数分割多重方式を使用するもの	二〇 MHz 以下	一〇ミリワット以下
	二〇 MHz を超え四〇 MHz 以下	五ミリワット以下
	四〇 MHz を超え八〇 MHz 以下(ハ③に規定する場合に限る。)	二・五ミリワット以下
	[同上]	[同上]

注 [同上]

チ [同上]

周波数帯	占有周波数帯幅	一 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力
ア 五、一五〇 MHz を超え五、三五〇 MHz 以下	二〇 MHz 以下	一〇ミリワット

	二〇 MHz を超え四〇 MHz 以下	五ミリワット。ただし、五、一五〇 MHz を超え五、二五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、かつ自動車内で使用するものにあつては一ミリワット
	四〇 MHz を超え八〇 MHz 以下（ハ(3)に規定する場合に限る。）	一・五ミリワット。ただし、五、一五〇 MHz を超え五、二五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、かつ自動車内で使用するものにあつては〇・五ミリワット
	[略]	[略]
イ [略]	[略]	[略]

「リニア 略」

- 四 五、九二五 MHz を超え六、四二五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの
- イ 空中線を除く高周波部及び変調部は容易に開けることができないこと。
- ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。
- ハ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。
- (1) 占有周波数帯幅が二〇 MHz 以下の場合  
五、九五五 MHz 以上六、四一五 MHz 以下の周波数の電波であつて五、九五五 MHz 又は五、九五五 MHz に二〇 MHz の整数倍を加えた周波数の電波
- (2) 占有周波数帯幅が二〇 MHz を超え四〇 MHz 以下の場合  
五、九六五 MHz 以上六、四〇五 MHz 以下の周波数の電波であつて五、九六五 MHz 又は五、九六五 MHz に四〇 MHz の整数倍を加えた周波数の電波
- (3) 占有周波数帯幅が四〇 MHz を超え八〇 MHz 以下の場合  
五、九八五 MHz、六、〇六五 MHz、六、一四五 MHz、六、二三五 MHz、六、三〇五 MHz 又は六、三八五 MHz
- (4) 占有周波数帯幅が八〇 MHz を超え一六〇 MHz 以下の場合  
六、〇二五 MHz、六、一八五 MHz 又は六、三四五 MHz
- ニ 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。
- ホ 送信バースト長は、八ミリ秒以下であること。
- ベ 送信装置の空中線電力は、一 MHz の帯域幅における平均電力が次に掲げる値以下であること。
- (1) 占有周波数帯幅が二〇 MHz 以下の場合  
一〇ミリワット
- (2) 占有周波数帯幅が二〇 MHz を超え四〇 MHz 以下の場合  
五ミリワット
- (3) 占有周波数帯幅が四〇 MHz を超え八〇 MHz 以下の場合

	二〇 MHz を超え四〇 MHz 以下	五ミリワット
	四〇 MHz を超え八〇 MHz 以下（ハ(3)に規定する場合に限る。）	一・五ミリワット
	[同上]	[同上]
イ [同上]	[同上]	[同上]

「リニア 同上」

「新設」

- (4) ~~二・五ミリワット~~  
占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合  
~~一・二五ミリワット~~

ト ~~一MHzの帯域幅当たりのキャリア数は、一以上であること。~~

チ ~~最大等価等方輻射電力が二五ミリワット以下の無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次に掲げる値以下であること。~~

- (1) ~~占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合~~  
~~一・二五ミリワット~~
- (2) ~~占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合~~  
~~〇・六二五ミリワット~~
- (3) ~~占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合~~  
~~〇・三二二五ミリワット~~
- (4) ~~占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合~~  
~~〇・一五六二五ミリワット~~

リ ~~最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超える無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次に掲げる値以下であること。~~

- (1) ~~占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合~~  
~~一〇ミリワット~~
- (2) ~~占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合~~  
~~五ミリワット~~
- (3) ~~占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合~~  
~~二・五ミリワット~~
- (4) ~~占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合~~  
~~一・二五ミリワット~~

ス ~~隣接チャネル漏えい電力等は、次のとおりであること。~~

- (1) ~~占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合~~  
~~搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値~~
- (2) ~~占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合~~  
~~搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(±)一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値~~
- (3) ~~占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合~~  
~~搬送波の周波数から八〇MHz及び一六〇MHz離れた周波数の(±)四〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値~~

(4) 占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下の場合  
搬送波の周波数から160MHz及び320MHz離れた周波数の(±)80MHzの帯域内に  
輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ15デシベル及び40デシベル  
以上低い値  
ルイからスに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであ  
ること。

五 [略]

六 [略]

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
[1～7 略]	[略]	[略]
8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	6 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下、 <u>5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの</u> (2) [略] [7 略]	[略]
[9 略]	[略]	[略]

[注 略]

別表第二号（第6条関係）

第30 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

[1・2 略]

3 5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの

- (1) 占有周波数帯幅が20MHz以下のもの 20MHz
- (2) 占有周波数帯幅が20MHzを超え40MHz以下のもの 40MHz
- (3) 占有周波数帯幅が40MHzを超え80MHz以下のもの 80MHz

四 [同左]

五 [同左]

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
[1～7 同左]	[同左]	[同左]
8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	6 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下又は <u>5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用するもの</u> (2) [同左] [7 同左]	[同左]
[9 同左]	[同左]	[同左]

[注 同左]

別表第二号（第6条関係）

第30 [同左]

[1・2 同左]

[新設]

(4) 占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下のもの 160MHz

4 [略]

5 [略]

別表第三号（第7条関係）

[1～28 略]

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の1MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備（(2)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。）

[表略]

(2) 5,150MHzを超え5,250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムであつて自動車内において運用する親局（他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。）の送信設備

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
20MHz以下	5,180MHz	5,142MHz以下	0.5μW以下
		5,142MHzを超え5,150MHz以下	3μW以下
	5,240MHz	5,250MHz以上5,250.2MHz未満	$0.2 \times 10^{1 - (\frac{f}{50})^{(f-9.75)}}$ mW以下
		5,250.2MHz以上5,251MHz未満	$0.2 \times 10^{1 - (f-9)}$ mW以下
		5,251MHz以上5,260MHz未満	$0.2 \times 10^{1 - (\frac{f}{50})^{(f-11)}}$ mW以下
		5,260MHz以上5,266.7MHz未満	$0.2 \times 10^{1.8 - (\frac{f}{50})^{(f-20)}}$ mW以下
		5,266.7MHz以上5,365MHz以下	0.5μW以下

3 [同左]

4 [同左]

別表第三号（第7条関係）

[1～28 同左]

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の1MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備（(3)及び(4)に掲げるものを除く。）

[表同左]

[新設]

20MHzを超え40MHz以下	5, 190 MHz	5, 141. 6MHz以下	0. 5 $\mu$ W以下
		5, 141. 6MHzを超え5, 150MHz以下	3 $\mu$ W以下
	5, 230 MHz	5, 250MHz以上5, 251MHz未満	$0.2 \times 10^{-(f-20)+\log(\frac{1}{2})}$ mW以下
		5, 251MHz以上5, 270MHz未満	$0.2 \times 10^{-\left(\frac{8}{190}\right)(f-21)-1+\log(\frac{1}{2})}$ mW以下
		5, 270MHz以上5, 278. 4MHz未満	$0.2 \times 10^{-\left(\frac{3}{50}\right)(f-40)-1.8+\log(\frac{1}{2})}$ mW以下
	5, 278. 4MHz以上5, 400MHz以下	0. 5 $\mu$ W以下	
40MHzを超え80MHz以下	5, 210 MHz	5, 123. 2MHz以下	0. 5 $\mu$ W以下
		5, 123. 2MHzを超え5, 150MHz以下	3 $\mu$ W以下
		5, 250MHz以上5, 251MHz未満	$0.2 \times 10^{-(f-40)+\log(\frac{1}{2})}$ mW以下
		5, 251MHz以上5, 290MHz未満	$0.2 \times 10^{-\left(\frac{8}{390}\right)(f-41)-1+\log(\frac{1}{4})}$ mW以下
		5, 290MHz以上5, 296. 7MHz未満	$0.2 \times 10^{-\left(\frac{3}{100}\right)(f-80)-1.8+\log(\frac{1}{4})}$ mW以下
		5, 296. 7MHz以上5, 480MHz以下	0. 5 $\mu$ W以下

注 fは、MHzを単位とする周波数とする。

(3) [略]

(4) [略]

(5) 5, 290MHz及び5, 530MHz、5, 610MHz又は5, 690MHzの周波数の電波を同時に使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備

[表略]

(6) [略]

(2) [同左]

(3) [同左]

(4) 5, 290MHz及び5, 530MHz、5, 610MHz又は5, 690MHzの周波数の電波を同時に使用する小電力データ通信システムの無線局又は5. 2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備

[表同左]

(5) [同左]

(7) 5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の送信設備（(8)に掲げるものを除く。）

[表略]

(8) [略]

(9) 5.925MHzを超え6.425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて最大等価方輻射電力が25ミリワット以下の無線設備

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
20MHz以下	5,955 MHz	5,925MHz以下	0.2 $\mu$ W以下
	6,415 MHz	6,425MHz以上6,425.5MHz未満	50 $\mu$ W以下
		6,425.5MHz以上	12.5 $\mu$ W以下
20MHzを超え40MHz以下	5,965 MHz	5,925MHz以下	0.2 $\mu$ W以下
	6,405 MHz	6,425MHz以上6,425.4MHz未満	50 $\mu$ W以下
		6,425.4MHz以上	12.5 $\mu$ W以下
40MHzを超え80MHz以下	5,985 MHz	5,925MHz以下	0.2 $\mu$ W以下
	6,385 MHz	6,425MHz以上6,425.2MHz未満	50 $\mu$ W以下
		6,425.2MHz以上	12.5 $\mu$ W以下
80MHzを超え160MHz以下	6,025 MHz	5,925MHz以下	0.2 $\mu$ W以下
	6,345 MHz	6,425MHz以上6,425.1MHz未満	50 $\mu$ W以下
		6,425.1MHz以上	12.5 $\mu$ W以下

(10) 5.925MHzを超え6.425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて最大等価方輻射電力が25ミリワットを超え200ミリワット以下の無線設備

(6) 5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の送信設備（(7)に掲げるものを除く。）

[表同左]

(7) [同左]

[新設]

[新設]

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
20MHz以下	5,955 MHz	5,925MHz以下	2 $\mu$ W以下
	6,415 MHz	6,425MHz以上6,435.9MHz未満	50 $\mu$ W以下
		6,435.9MHz以上	12.5 $\mu$ W以下
20MHzを超え 40MHz以下	5,965 MHz	5,925MHz以下	2 $\mu$ W以下
	6,405 MHz	6,425MHz以上6,440.1MHz未満	50 $\mu$ W以下
		6,440.1MHz以上	12.5 $\mu$ W以下
40MHzを超え 80MHz以下	5,985 MHz	5,925MHz以下	2 $\mu$ W以下
	6,385 MHz	6,425MHz以上6,440.4MHz未満	50 $\mu$ W以下
		6,440.4MHz以上	12.5 $\mu$ W以下
80MHzを超え 160MHz以下	6,025 MHz	5,925MHz以下	2 $\mu$ W以下
	6,345 MHz	6,425MHz以上6,425.5MHz未満	50 $\mu$ W以下
		6,425.5MHz以上	12.5 $\mu$ W以下

[30～69 略]

[30～69 同左]

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十九の二の三 略〕</p> <p>十九の三 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（第七十八号に掲げるものを除く。）</p> <p>十九の四 設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の四の二 設備規則第四十九条の二十第六号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十九の四の三 設備規則第四十九条の二十第六号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの</p> <p>〔十九の五〇七十七 略〕</p> <p>七十八 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHzの周波数の電波を使用するものに限る。）のうち自動車内で使用する親局（他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。）に使用するための無線設備</p> <p>七十九 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その最大等価等方輻射電力が二五ミリワット以下の無線設備</p> <p>八十 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の無線設備</p> <p>2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号、第七十九号及び第八十号に掲げる特定無線設備</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行いものとする。</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔一〇十九の二の三 同上〕</p> <p>十九の三 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の四 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の四の二 設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十九の四の三 設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの</p> <p>〔十九の五〇七十七 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三、第四十七号の四及び第七十五号に掲げる特定無線設備</p> <p>別表第一号 「同上」</p> <p>一 「同上」</p>

〔1・2〕略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一 装置		二 試験項目		三 測定器等		四 特定無線設備の種別							
タメー 又	ドバン 生器 器発生 は擬似 発信 器又は 発生 帯幅	周波 占有	数	周波	計測 又は スペ クト ル分 析器	〇	〇	〇	〇	第二 条第 七項 第七 号の 無線 設備	第二 条第 七項 第七 号の 無線 設備	第二 条第 七項 第七 号の 無線 設備	第二 条第 八項 第十 号の 無線 設備

〔1・2〕同上

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

一 装置		二 試験項目		三 測定器等		四 特定無線設備の種別							
タメー 又	ドバン 生器 器発生 は擬似 発信 器又は 発生 帯幅	周波 占有	数	周波	計測 又は スペ クト ル分 析器	〇	〇	〔同 上〕			第二 条第 一項 第七 十七 号の 無線 設備		

装置測定	比較	電力線空中	強度は放射要はスリブ	はスペクトル分析器
装置測定	比較	電力線空中	強度は放射要はスリブ	はスペクトル分析器
		○	○	
		○	○	
		○	○	
		○	○	

装置測定	比較	電力線空中	強度は放射要はスリブ	はスペクトル分析器
装置測定	比較	電力線空中	強度は放射要はスリブ	はスペクトル分析器
		○	○	

特性	総合 振数 周波 器	特性	シス 直線 器	フエ ン 振器	プレ 低周	ブ コ ー オ シ ン ス 振器	係 数 変調 低周	調整 度は 変 計	は 変 器 又 計	位 数 偏 波 振 器 又 計	周 数 偏 波 振 器 又 計	周 数 偏 波 振 器 又 計	密度 測 定 器	電力 射 電 界 度 強 度

特性	総合 振数 周波 器	特性	シス 直線 器	フエ ン 振器	プレ 低周	ブ コ ー オ シ ン ス 振器	係 数 変調 低周	調整 度は 変 計	は 変 器 又 計	位 数 偏 波 振 器 又 計	周 数 偏 波 振 器 又 計	周 数 偏 波 振 器 又 計	密度 測 定 器	電力 射 電 界 度 強 度

スペル外漏帯又は電力測定用受信機又は電力測定用電力発生器	隣接電力発生器	プロシオスコープ	送信時間	立ち下がり時間	トランスミッター及び受信機	立ち上がり時間	送信機	音歪率計	直線波発生器	及び歪雑音	総合電力計
	○										
	○										
	○										
	○										

スペル外漏帯又は電力測定用受信機又は電力発生器	隣接電力発生器	プロシオスコープ	送信時間	立ち下がり時間	トランスミッター及び受信機	立ち上がり時間	送信機	音歪率計	直線波発生器	及び歪雑音	総合電力計
	○										

置装信受		電力の波等		電気のいいし送搬		電えい	
感度	副次的に発する電波の限度	送信速度	オシロスコープ	測定用受信機又はスペクトル析器	搬送波を発生する電力測定用電力析器	電力	電えい
器発生レベル計	器分析レベルの限度	速度	界電強度測定器又はスペクトル析器	低周波発振器	低周波発振器	電力	電えい
	○						
	○						
	○						
	○						

置装信受		電力の波等		電気のいいし送搬		電えい	
感度	副次的に発する電波の限度	送信速度	オシロスコープ	測定用受信機又はスペクトル析器	搬送波を発生する電力測定用電力析器	電力	電えい
器発生レベル計	器分析レベルの限度	速度	界電強度測定器又はスペクトル析器	低周波発振器	低周波発振器	電力	電えい
	○						

隣接周波数帯域	スレスレス・リアス	減衰	通過帯域
標準周波数発生器	レベル計又は雑音率計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計

隣接周波数帯域	スレスレス・リアス	減衰	通過帯域
標準周波数発生器	レベル計又は雑音率計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計
標準周波数発生器	レベル計	レベル計	レベル計

歪及 信号	特性 器	シス フア エン ダイ	動 数 変 周 波 の 器 局 部 発 振	相互 特性	効果 抑 圧	レベル 又 は 計
標準 信号	検 波 器	低 波 発 振 器	周 波 計	雑 音 率 は 計 又 は レ ル レ ベ ル 計	レ ベ ル 計	プ ロ セ シ ン グ 又 は レ ベ ル 計

歪及 信号	特性 器	シス フア エン ダイ	動 数 変 周 波 の 器 局 部 発 振	相互 特性	効果 抑 圧	レベル 又 は 計
標準 信号	検 波 器	低 波 発 振 器	周 波 計	雑 音 率 は 計 又 は レ ル レ ベ ル 計	レ ベ ル 計	プ ロ セ シ ン グ 又 は レ ベ ル 計

	ひ 音	雑 器 系 率 計 雑 音					
--	--------	---------------------------------	--	--	--	--	--

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

〔第一・第二 略〕

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局並びに700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

〔様式略〕

〔注1～11 略〕

12 8の欄は次によること。

〔(1)～(6) 略〕

〔7〕 5,150MHzを超え5,250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの親局（自動車内で運用するものに限る。）の無線設備については、自動車の電源から供給される電源によってのみ動作する旨を記載するとともに、自動車内での使用に限る旨の表示の有無を記載すること。

〔8〕 5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備のうち最大等価等方輻射電力が25mWを超えるものについては、筐体外部からケーブルを介して供給される電源によってのみ動作すること及び屋外での使用を目的としない構造であることを示す図面等を添付し、親局又は子局の別、当該無線設備の送信は屋内に置いてのみ可能である旨の表示の有無及び屋外での使用を目的とする構造の有無を記載すること。

〔9〕 〔略〕

〔第四～第六 略〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付したものとす

る。

〔様式略〕

〔注1～3 略〕

	ひ 音	雑 器 系 率 計 雑 音					
--	--------	---------------------------------	--	--	--	--	--

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

〔第一・第二 略〕

第三 〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～11 同左〕

12 〔同左〕

〔(1)～(6) 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

〔7〕 〔同左〕

〔第四～第六 同左〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～3 同左〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
[略]	[略]
第2条第1項第77号に掲げる無線設備	QT
第2条第1項第78号に掲げる無線設備	XR
第2条第1項第79号に掲げる無線設備	YR
第2条第1項第80号に掲げる無線設備	ZR

[5 略]

4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
[同左]	[同左]
第2条第1項第77号に掲げる無線設備	QT

[5 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の無線設備規則（次項において「旧設備規則」という。）第四十九条の二十第三号に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3 この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の二十第三号に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。